

※既に特別徴収を適正に実施されている事業所様にも、この文書を同封している場合がございます。引き続き、特別徴収制度へのご理解、ご協力をお願いします。

日出町と県内市町村からの重要なお知らせです

**日出町は個人住民税の
特別徴収を徹底しています
～まだ特別徴収にしていない
従業員の方はいませんか？～**

個人住民税を特別徴収（給与天引き）することは法令により定められています。大分県では、令和4年度から県内市町村で普通徴収認定要件を統一し、特別徴収の徹底を図ることとしています。

■特別徴収をしなくてもよい場合(普通徴収にする場合)

①事業主の場合

A 受給者数が2人以下の事業所（事業所全体）

②従業員の場合

B 他の事業所で特別徴収されている（乙欄該当者を含む）

C 給与が少額で税額が引けない

D 給与の支払日が不定期（給与の支払が毎月でない）

E 退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者



普通徴収切替理由書の提出が必要になります

※eLTAX等で提出する場合は摘要欄に切替理由を記入してください

**普通徴収で提出した場合でも普通徴収切替理由がない、
切替理由に該当しない場合は、原則、特別徴収として取り扱います**